

令和7年9月18日

令和7年度 特定個人情報の取扱いに関する監査結果報告書

令和7年度特定個人情報の取扱いに関する監査結果は、次のとおりである。

1 監査目的

特定個人情報を取り扱う地方公共団体は、国の個人情報保護委員会が示す指針に基づき、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な安全管理の措置を講じることが求められている。

当該監査は、特定個人情報の取扱いに関する安全管理措置の実施状況について客観的に調査し、必要な助言等を行うことにより、情報漏えい等の事故の未然防止を図ることを目的としたものである。

2 監査の対象部署及び事務

- | | |
|------------------|---|
| (1) 市民課 | 住民基本台帳に関する事務 |
| (2) こども政策課 | 児童手当に関する事務 |
| (3) デジタルイノベーション課 | 特定個人情報の取扱状況、情報システムの管理状況及び組織全体の管理体制、情報システムに関する安全管理措置の実施状況等 |

3 監査期間

- (1) 予備調査 令和7年6月3日から令和7年6月4日まで
(2) 監査実施 令和7年6月5日及び令和7年6月6日

4 監査体制

役割	所属及び役職	備考
監査責任者	副市長	－
監査実施者	デジタルイノベーション課 課長	－
監査実施者	デジタルイノベーション課 副参事	－
監査実施者	デジタルイノベーション課 システム係員	－
監査補助者	委託事業者	公認情報セキュリティ主任監査人

5 監査における基準

- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）
(2) 特定個人情報の取扱いに関するガイドライン（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号）
(3) 地方公共団体等における特定個人情報等に関する監査実施マニュアル（平成31年個人情報保護委員会通知）

6 監査手法

- (1) 個人情報保護委員会の事前調査票に基づくヒアリング
(2) 文書（事務マニュアル等）や記録（廃棄記録等）の閲覧
(3) 執務室内及びサーバ室の現地調査

7 監査結果

監査の結果，特定個人情報の安全な取扱いのために，改善が必要と認められた課題の数は次のとおりです。

表 1 監査項目数及び課題の件数

監査項目	監査項目数	課題の件数		
		市民課	こども政策課	デジタルイノベーション課
①概要	15 項目	0 件	0 件	0 件
①規程・組織体制	28 項目	0 件	0 件	1 件
②漏えい	9 項目	0 件	0 件	1 件
③研修	22 項目	0 件	0 件	1 件
④監査	15 項目	0 件	0 件	1 件
⑤委託	21 項目	1 件	0 件	1 件
⑥保管・廃棄	23 項目	0 件	2 件	0 件
⑦電媒	18 項目	0 件	0 件	0 件
⑧アカウント	12 項目	0 件	0 件	2 件
⑨ログ	7 項目	1 件	0 件	2 件
⑩端末・サーバ	25 項目	0 件	0 件	0 件
⑪その他	16 項目	1 件	1 件	0 件
⑫保護評価関係	13 項目	0 件	0 件	0 件
計	224 項目	3 件	3 件	9 件

8 総評

今年度の監査については，これまでに実施した部署及び新規部署（デジタルイノベーション課）を対象として実施し，概ね法令や個人情報保護委員会が定める指針どおり，特定個人情報の取扱いが実施されていることが確認できた。

直ちに情報漏えい等事故に直結するような重大な問題は確認されなかったが，より安全に特定個人情報を取扱うために，改善が求められる課題が確認された。

課題について，改善のために必要な助言を行った上，後日，改善の状況について調査したところ，すでに改善済み又は改善の見込みであることを確認できた。

また，令和 8 年度以降についても，すべての個人番号を利用する部署に対し定期的に当該監査を実施し，安全管理措置の実施を強化していくものとする。

以 上